

日本視機能看護学会 会則

第1章 総則

第1条 名称

- 1、本会は日本視機能看護学会(Japan Academy of Ophthalmic Nursing)と称する。
- 2、本会は昭和60年4月1日に発足した日本眼科看護研究会から改称したものである。

第2条 事務局

本会は、事務局を東京都に置く。

第2章 目的および事業

第3条 目的

本会は視機能看護の質的向上を図り、もって医療の向上と人々の健康と福祉に寄与することを目的とする。

第4条 事業

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 学会誌の発行
- (3) 講習会、研修会等の開催
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 種別

本会の会員は、第2章の目的と事業の遂行に協力することとし、詳細は次の通りとする。

正会員：本会の目的に賛同し、視機能看護に従事あるいは関心を有する

看護師・准看護師または医療従事者で、理事会の承認を得た個人

施設会員：眼科診療を行っている施設。1施設の会員登録者数は10名までとする。

賛助会員：本会の目的に賛同し本会の維持発展に協力する団体または個人

名誉会員：本会に著しく貢献し、正会員2名以上の推薦を受け、理事会にて承認された者

第6条 入会

入会を希望する者は、所定の入会申込書に本会事務局に提出し、理事会の承認を得た上で当該年度の年会費を期限までに納入しなければならない。ただし、名誉会員は、この限りではない。

第7条 年会費

本会の年会費は付則により定める。

第8条 退会

1、会員が退会しようとするときは、その旨を書面にて本会事務局に届けなければならない、届出をもって退会とする。

2、会費を連続して2年度滞納したときは、年度末をもって退会したものとみなす。

第9条 資格の喪失

会員が次の各号の一つに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき

第10条 除名

会員に本会会員として著しく品位を欠く行為があったときは、理事会の決議を経て除名することができる。

第11条 会員の利益

正会員：年一回の学会誌の送付、学術集会および地方分科会の優待参加、総会への参加

施設会員：年一回の学会誌の2冊送付、学術集会および地方分科会の優待参加

賛助会員：年一回の学会誌の2冊送付、学会ホームページへの企業情報のリンク掲載

名誉会員：年一回の学会誌の送付、学術集会および地方分科会の優待参加、総会への参加

第4章 役員

第12条 役員

本会に次の役員を置く。

- (1) 理事長：1名
- (2) 副理事長：若干名
- (3) 理事：若干名
- (4) 監事：若干名

第13条 選任

役員は次の規定に従って選任される。

- (1) 理事長は正会員の中から選出する。
- (2) 副理事長、理事および監事は理事長が任命する。
- (3) 役員総数は10名を超えないものとし、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第14条 職務

本会の役員は次の職務を行う。

- (1) 理事長は本会を代表し会務を統括し、総会および理事会を招集する。
- (2) 副理事長は理事長を補佐し、必要に応じて職務を代行する。
- (3) 理事は会則に従い、会務を執行する。
- (4) 監事は、本会の財産、会計ならびに会務の執行を監査する。
- (5) 理事長は、会の運営上、必要に応じてアドバイザーを任命することができる。
- (6) 役員ならびにアドバイザーは無報酬とする。

事務局は、理事会の指名によりその指示のもと、会務全般の円滑な運営実務を日常的に担う。

第5章 名誉理事長

第15条 名誉理事長の資格と権利

- (1) 理事長は本学会の運営について特に顕著な功績があった理事長が退任した場合、名誉理事長として推戴できる。
- (2) 名誉理事長は理事会に出席することができる。
- (3) 名誉理事長は年会費の納入を要しないこととする。

第6章 会議

第16条 総会

- 1、本会は、原則として総会を毎年1回開催する。
- 2、総会は、理事長が招集し、議長を務める。
- 3、次の各号は、定期総会での報告を要する。
 - (1) 事業報告及び収支決算
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 役員を選任
 - (4) その他、理事会が必要と認めた事項

理事会が必要と認めた時は、理事長は臨時総会を招集する。

第17条 理事会

理事会は、理事長が招集し、理事長、副理事長、理事、監事、及び事務局をもって組織し、次の事項を審議し議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 学会諸規則・諸規定の改編や制定
 - (4) 委員会の設置
 - (5) その他、理事会が必要と認めた事項
- 1、理事会は、委任状を含め理事の3分の2以上の出席をもって成立する。
 - 2、理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。
 - 3、理事長は、必要に応じて当該年学術集会長ならびにアドバイザーの理事会への出席を求めることができる。
 - 4、書記は理事長が指名し、議事録を作成することとする。

第7章 学術集会

第18条 会長

- 1、会長は理事会で選出され、当該年度の学術集会の運営に当たる。
- 2、会長は、2期連続して就任することはできない。

第19条 学術集会の運営

- 1、学術集会での発表は正会員あるいは施設会員に限る。
ただし、施設会員の場合は、1施設1名に限る。
なお、共同研究者に会員以外の者を含んでも差し支えない。
- 2、学術集会の運営費は、その都度参加費を徴収してこれに充てる。
- 3、学術集会運営事務局は、当該学術集会の担当が指定し、学会事務局とは別に運営する。

第8章 会計

第20条 会計年度

本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第 21 条 本会運営の経費

本会の運営に要する経費は、年会費、その他の収入を以てこれに充てる。

第 9 章 会則の変更

第 22 条 会則の変更

この会則は、理事会の議決を経て変更することができる。

第 10 章 個人情報保護

第 23 条 会員の個人情報は、事務局にて漏洩が無いように施錠またはパスワード等により適切に管理し、第三者には開示しない。

発送作業など学会事務遂行に関わる場合には、委託事業者との間で事前に同様の取り決めをする。

尚、退会者の情報については、データベースおよび紙を速やかに裁断するなどして抹消する。

付則

第 1 条：

本会の年会費は、次の通りとする。

- (1) 正会員：5,000 円
- (2) 施設会員：30,000 円
- (3) 賛助会員：50,000 円 (1 口)
- (4) 名誉会員：免除

第 2 条：

本会則は、平成 12 年 7 月 23 日から施行する。

本会則は、平成 13 年 7 月 14 日から改定施行する。

本会則は、平成 19 年 6 月 30 日から改定施行する。

本会則は、平成 20 年 9 月 20 日から改定施行する。

本会則は、平成 25 年 1 月 1 日から改定施行する。

本会則は、平成 28 年 2 月 14 日から改正施行する。

本会則は、平成 28 年 11 月 20 日から改正施行する。

本会則は、平成 31 年 1 月 1 日から改正施行する。

第 3 条：

1、平成 25 年 1 月 1 日の会則改定は、会の名称が日本眼科看護研究会から日本視機能看護学会へ変更されることに伴う改定である。

2、とくに定める場合を除き、日本視機能看護学会は日本眼科看護研究会の資産、会計を含むすべての事業や実績、ならびに役員構成をそのまま承継するものとする。

3、会の名称変更の移行期間においては、混乱や誤解を避けるために必要に応じて旧名称、新名称の使い分けや併用を認める。

4、第 20 条の改変に伴い、平成 27 年度は平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までと

する。

5、平成 29 年 11 月 1 日より、事務局を下記に設置する。

〒161-0031 東京都新宿区西落合 4-17-20 (株)ヘルスケアスクエア内

TEL/FAX03-6908-0533 shikinou@hcsquare.jp